

月報

しろいし

10月号

〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) TEL:0224-25-3107

労働市場の動向(令和5年8月内容)

【求職の動き】

☆新規求職者は122人となり、前年同月比で8.3%減少した。

☆月間有効求職者数は547人となり、前年同月比で8.8%減少した。

【求人の動き】

☆新規求人数は、一般とパートの合計で223人となり、前年同月比で、3.5%減少した。

内訳では、一般求人は15.5%増加し、パート求人は33.7%減少した。

☆月間有効求人数は740人となり、前年同月比で5.6%増加した。

【有効求人倍率の動き】

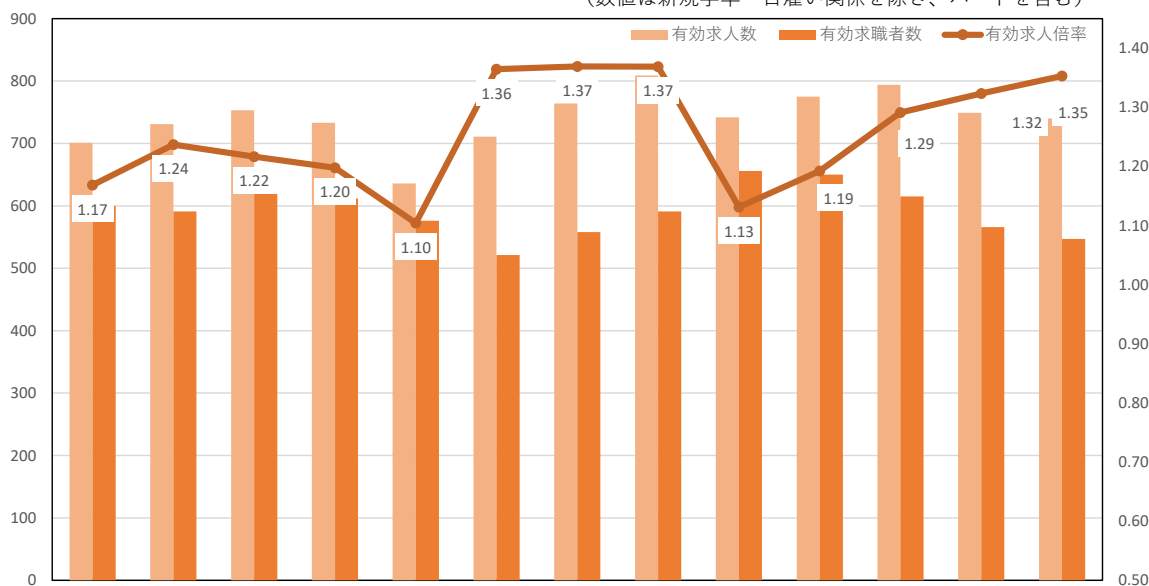
☆有効求人倍率は、前年同月を0.18ポイント上回る1.35倍であった。

内訳では一般の有効求人倍率が1.63倍、パートの有効求人倍率が0.96倍となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月
有効求人数	701	731	753	733	636	711	764	809	742	775	794	749	740
有効求職者数	600	591	619	612	576	521	558	591	656	650	615	566	547
有効求人倍率	1.17	1.24	1.22	1.20	1.10	1.36	1.37	1.37	1.13	1.19	1.29	1.32	1.35

一般職業紹介状況（令和5年8月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	122	14.0	▲ 8.3	
	うち男	59	▲ 1.7	▲ 20.3	
	うち女	62	31.9	8.8	
	年 齢 別	～44歳	56	55.6	▲ 1.8
		45～54歳	20	▲ 13.0	▲ 25.9
		55歳～	46	▲ 4.2	▲ 6.1
	月間有効求職者数	547	▲ 3.4	▲ 8.8	
	うち男	259	▲ 7.2	▲ 16.2	
	うち女	286	0.0	0.0	
	年 齢 別	～44歳	208	▲ 3.7	▲ 11.5
45～54歳		100	3.1	▲ 2.0	
55歳～		239	▲ 5.5	▲ 9.1	
求 人 関 係	新規求人数	223	▲ 13.2	▲ 3.5	
	主 要 産 業 別	建設業	36	▲ 42.9	▲ 20.0
		製造業	30	▲ 49.2	▲ 14.3
		卸売・小売業	19	▲ 17.4	11.8
		飲食店・宿泊業	31	0.0	▲ 31.1
		医療・福祉	65	51.2	38.3
月間有効求人数	740	▲ 1.2	5.6		
就 職 関 係	紹介件数	130	15.0	17.1	
	うち男	61	5.2	5.2	
	うち女	67	24.1	26.4	
	就職件数	35	▲ 28.6	▲ 16.7	
	うち男	17	▲ 43.3	▲ 10.5	
	うち女	17	▲ 10.5	▲ 26.1	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和5年8月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	810	807	822	
	資 格 取 得 者 数	108	117	112	
	資 格 喪 失 者 数	80	104	92	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,224	11,182	11,104	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	42	29	40
		受給者実人員	136	124	189
		支給金額(千円)	18,083	13,092	23,494
	高 齢	受給者数	19	9	14
		支給金額(千円)	4,508	2,138	2,831
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再 就 職 手 当	支給人員	9	11	9
支給金額(千円)		4,658	5,159	3,469	

事業所の皆さん！
10月1日から
宮城県の最低賃金が
変わります。
賃金額について確認
しましょう。

宮城県最低賃金の 改定について



時間額

923

円

宮城ハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

支払われる賃金と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額923円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給161,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給161,000円 \times 12ヶ月

\div 928.84円 \geq 923円

8時間 \times 年間所定労働日数260日

この場合は最低賃金額以上となっています。

※宮城労働局賃金室作成資料より抜粋

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **923**円

最低賃金制度のマスコット
チェックマン



令和5年10月1日から！

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

仙台 労働基準監督署	電話 022-299-9072
石巻 労働基準監督署	電話 0225-22-3365
古川 労働基準監督署	電話 0229-22-2112
大河原 労働基準監督署	電話 0224-53-2154
瀬峰 労働基準監督署	電話 0228-38-3131

求人についてのご相談は、
大河原公共職業安定所 白石出張所 へお願いいたします。
電話 0224-25-3107